

# 香川県報



第 47 号

平成 17 年

6月17日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川県予算規則の一部を改正する規則

（政 策 課） 一

### 告 示

○公有水面埋立工事の竣功認可

（水 産 課） 二

○道路の供用開始

（道路保全課） 二

○都市計画事業の認可

（都市計画課） 三

### 公 告

○大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出

（経営支援課） 四

○特定計量器定期検査の実施

（計量検定所） 四

○職業訓練指導員試験の実施

（労働政策課） 六

○家畜人工授精に関する講習会の開催

（畜 産 課） 八

### 監査委員公表

○監査結果に基づく措置の公表

## 規 則

香川県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第六十七号

香川県予算規則の一部を改正する規則

香川県予算規則（昭和三十九年香川県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。  
第五条第一項中「ときは」の下に、「政策部長が別に定める様式により」を加え、同項

第一号中「（第一号様式）」を削り、同項第二号中「（第二号様式）」を削り、同項第三号中「（第三号様式）」を削り、同項第四号中「（第四号様式）」を削り、同項第五号中「（第五号様式）」を削り、同項第六号を削る。  
第十八条第一項中「各部長は」の下に、「政策部長が別に定める様式により」を加え、「（第十九号様式）」を削る。  
第一号様式から第五号様式までを次のように改める。  
第一号様式を削る。  
第十九号様式を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ●香川県告示第三百八十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、さぬき市役所建設経済部農林水産課において平成十七年六月十七日から十年間閲覧に供する。

平成十七年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 一 竣功認可年月日

平成十七年六月八日

### 二 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

さぬき市

さぬき市志度五三八五番地八

さぬき市長 赤澤 申也

### 三 埋立区域

#### 1 位置

さぬき市鴨庄字新開六四九番五地先公有水面

#### 2 区域

次の①の地点から②③の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と②③の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点天野山(北緯三四度二〇分一三・〇六七七秒、東経一三四度一分二三・六九二〇秒) から五七度二分三九秒 一、二七九・二〇メートルの地点(以下「基点」という。) から四度三六分三九秒 七八・〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一三九度四五分〇一秒 二二・二九メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一四四度二九分〇五秒 二三・五七メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一四九度四三分一七秒 二八・四〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から六〇度三三分三〇秒 三八・三五メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から七四度二〇分一九秒 四・八五メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から九八度三三分三八秒 一二・八六メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一五九度四七分三〇秒 二・〇六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一五五度〇六分三二秒 三八・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から六五度二〇分二七秒 四・二一メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三三四度五六分五三秒 三四・三八メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から五五度〇四分二八秒 二四・三三メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三二五度〇九分一五秒 一・三五メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から五五度三六分一九秒 二七・七四メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から五三度二七分三三秒 二〇・五九メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から五五度三五分二一秒 二一・九四メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から三二四度四二分一秒 一五・二八メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から三二六度四三分三〇秒 〇・五七メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から三二四度四四分二一秒 四四・六四メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から三二四度五〇分二一秒 二九・九四メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から三二四度二四分四〇秒 三・三九メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から三三四度四四分八秒 九四・三七メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から三二五度一九分四二秒 〇・六二メートルの地点

3  
面積

一三、一二七・一九平方メートル  
四 埋立地の用途  
漁港施設用地

五 埋立免許年月日及び番号

1 免許年月日

平成十四年六月二十五日

2 免許番号

一三水産第三四八七八号

●香川県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年六月十七日から同年七月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(一般)  
二 路線名 高松港栗林公園線(百六十号)  
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市桜町二丁目八二番一地先から	一一・二	一一二	平成十四年香川県告示第六百五十九号の一部及び平成十五年香川県告示第七百五十四号で変更した区域
高松市栗林町三丁目八三一番三地先まで	三一・九	一一二	

四 供用開始の期日 平成十七年六月二十日

●香川県告示第三百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年六月十七日

一 施行者の名称  
香川県知事 真 鍋 武 紀

二 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画道路事業 三・二・一〇一 中津土器線

三 事業施行期間

平成十七年六月十七日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 香川県丸亀市港町、西平山町並びに富士見町二丁目及び二丁目地内

公 告

●香川県公告第三百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年六月十七日

一 届出の概要  
香川県知事 真 鍋 武 紀

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の一一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機 テックランド丸亀店 丸亀市田村町字池の下九一九番地一ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の一一

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年二月七日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四、九七九平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

二七二台

(二) 駐輪場の収容台数

一三八台

(三) 荷さばき施設の面積

三四一平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九〇立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十七年六月六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年六月十七日(金曜日)から同年十月十七日(月曜日)まで  
意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年十月十七日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第三百六十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項第一号から第五号までに該当するものを除く。

平成十七年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

二 定期検査を行う区域、期日及び場所

別表のとおり

## 別 表

検 査 区 域	検 査 日 時		検 査 場 所
仲南町	9月6日(火)	10:00~14:30	仲南町農村環境改善センター
満濃町	9月7日(水)	10:00~15:00	満濃町役場
	9月8日(木)	10:00~15:00	満濃町役場
琴南町	9月9日(金)	10:00~14:30	琴南町中央公民館
琴平町	9月12日(月)	10:00~15:00	琴平町役場
	9月13日(火)	10:00~15:00	琴平町役場
多度津町	9月14日(水)	10:00~11:30	香川県農協多度津支部四箇支店
		13:00~15:00	香川県農協多度津支部ぶどう集荷所
	9月15日(木)	10:00~11:30	多度津町立農村婦人の家
		13:00~15:00	多度津町立町民会館
	9月20日(火)	10:00~15:00	多度津町立町民会館
	9月21日(水)	10:30~11:00	多度津町役場佐柳出張所
仲多度郡全域(再検査)	9月26日(月)	10:00~12:00	多度津町立町民会館
綾上町	9月27日(火)	10:00~14:30	綾上町立山田公民館
	9月28日(水)	10:00~11:30	綾上町立粉所公民館
		13:00~14:30	綾上町立羽床上公民館
綾南町	9月29日(木)	10:00~11:30	綾南町立羽床公民館
		13:00~14:30	綾南町昭和公民館
	9月30日(金)	10:00~11:30	綾南町立陶公民館
		13:00~15:00	綾南町立滝宮公民館
国分寺町	10月4日(火)	10:00~15:00	国分寺町役場
宇多津町	10月5日(水)	10:00~15:00	宇多津町町民コミュニティ会館
綾歌郡全域(再検査)	10月11日(火)	10:00~12:00	宇多津町町民コミュニティ会館

●香川県公告第三百六十八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成十七年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

試験は、学科試験について行い、その科目は、次のとおりである。

免許職種	学科試験の科目
全職種 （和裁科及び洋裁科を除く。）	一 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規。以下同じ。）
和裁科	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 ①裁縫知識（裁縫工程 裁縫用具 見積り） ②縫製法（縫製法 縫製用材料） ③安全衛生（安全管理 衛生管理） 2 専攻学科 ①和裁法（裁縫工程 和服の種類 裁縫法） ②被服学（被服史 被服論 被服科学 服装美学）
洋裁科	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 ①被服学（被服史 被服論 縫製）

三 学科試験の免除

学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者 （バルコニー施工及び電子回路接続を除く。）	学科試験のうち関連学科
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フオークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フオークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フオークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）

- ② デザイン（色彩 造形 デザイン画 製図）
- ③ 安全衛生（安全管理 衛生管理）
- 2 専攻学科
  - ① 被服科学（被服管理 被服衛生 被服用材料）
  - ② 服装デザイン（服飾心理 商品企画 着装画 色彩法 スタイル画）
  - ③ 縫製知識（採寸法 裁断法 縫製法 服飾手芸）

<p>験のうち関連学科)に合格した者</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>
<p>免許職種に関し、専門課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>
<p>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>	<p>規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>

四 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
    - (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
    - (二) 規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者
  - 2 1に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
    - (一) 成年被後見人又は被保佐人
    - (二) 禁錮以上の刑に処せられた者
    - (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 五 試験の実施期日  
平成十七年八月二十一日(日曜日)
- 六 試験の実施場所  
高松市郷東町五八七番地一号 香川県立高松高等技術学校

七 受験手続

- 1 受験申請書類
 

職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書及び写真(申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、縦四センチメートル、横三センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚)
- 2 試験の免除申請
 

試験の免除を受けようとする者は、三に掲げる者に該当することを証する書類を提出すること。
- 3 申請書類の提出先
 

郵便番号七六〇―八五七〇  
高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県商工労働部労働政策課
- 4 申請書類の提出期間
 

平成十七年七月二十五日(月曜日)から八月五日(金曜日)まで。ただし、日曜日及び土曜日は除く。

なお、郵便等による送付の場合は、受付期間の末日までの消印(これに準ずるものを含む。)のあるものに限り受け付ける。
- 5 受験手数料及び納付方法
 

三、一〇〇円に相当する額の香川県証紙を職業訓練指導員試験受験申請書に消印しないでより付けて納めること。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験申込書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面三、一〇〇円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。

なお、受験申請書類を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料は返還しない。
- 八 合格者の発表
 

平成十七年九月十四日(水曜日)に合格者の受験番号を香川県庁東館玄関前の掲示板に掲示するとともに、香川県商工労働部労働政策課において発表する。
- 九 その他

- 1 受験票は、受験申請書類を受け付けたときに交付する。
- 2 職業訓練指導員試験受験申請書等の用紙は、香川県商工労働部労働政策課で交付する。

- 3 受験に関する注意事項（集合時間、携帯品等）は、後日受験申請者に通知する。
- 4 この試験について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課（電話番号〇八七—八三二—三三六七）に照会すること。

●香川県公告第三百六十九号

香川県家畜人工授精師養成講習会規則（昭和六十二年香川県規則第二十一号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり家畜人工授精に関する講習会を開催する。

平成十七年六月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 講習会及び修業試験を実施する場所

香川県木田郡三木町 香川県畜産試験場

二 講習の期間

平成十七年七月十九日（火曜日）から同年八月十八日（木曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

三 修業試験の期日

平成十七年八月十九日（金曜日）

四 講習会に係る家畜の種類

牛

五 受講者の定員

三十人以内

六 受講資格

牛についての家畜人工授精に関する学識・技術を習得しうる能力を有する者で、免許取得後、家畜人工授精業務に従事しようとする者とする。

七 受講手続その他

1 受講しようとする者は、家畜人工授精師養成講習会受講申込書に次の講習会手数料に相当する額の香川県証紙をはり付け、次の書類を添えて平成十七年七月一日（金曜

日）までに家畜保健衛生所を通じて香川県農政水産部畜産課に提出すること。

(一) 講習会手数料

一一、〇〇〇円

(二) 添付書類

履歴書

2 受講手続その他については、平成十七年度香川県家畜人工授精師養成講習会開催要領による。

3 2の開催要領は、香川県農政水産部畜産課及び家畜保健衛生所並びに県内の市役所及び町役場において交付する。

4 この講習会に関する問い合わせは、香川県農政水産部畜産課（電話番号〇八七—八三二—三四二八）又は家畜保健衛生所に行うこと。

監査委員公表

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。  
平成17年6月17日

香川県監査委員 栗 田 隆 義

同 石 川 豊

同 石 川 桐 治

同 野 田 峻 司

1 監査対象部局 公安委員会

2 監査対象年度 平成16年度（捜査報償費については平成14年度、平成15年度、平成16年度）

3 措置の状況

指導注意事項	監査結果（対象機関）	措置の状況
行政財産の目的外使用許可に係る管理諸経費の収入事務について運転免許センター内の自動販売		



	<p>機設置に伴う管理諸経費（電気料）の徴収がなされていなかったため、追徴する必要がある。（会計課）</p> <p>イ 公有財産の管理について冷暖房装置など公有財産の取扱いにおいて、公有財産規則等に定める事務手続がなされていなかったため、適正に処理する必要がある。（会計課）</p> <p>ウ 通勤手当の支給について通勤手当の認定に誤りがあったため、追給する必要がある。（観音寺警察署）</p>	<p>る基準に基づき、管理諸経費を追徴済みである。</p> <p>今後は、香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）の規定に従い、適正に処理する。</p> <p>平成16年12月分の給与において追給済である。</p>
--	---	--

平成十七年六月十七日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています